



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 沖縄県漁業調整規則第14条第1項第1号及び同項第4号の知事が指定する漁業の告示（水産課） 2
- 保護水面の指定の変更・2件（水産課） 2

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 2

告 示

沖縄県告示第476号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.24

沖縄県告示第477号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、糸満加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第478号

沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）第14条第1項第1号及び同項第4号に規定する知事が指定する漁業を次のように指定する。

令和2年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

いるか漁業、まぐろはえ縄漁業、かつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業及び固定式刺網漁業

沖縄県告示第479号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第19条第1項の規定により、昭和49年農林省告示第888号で指定された保護水面の区域を次のように変更する。

令和2年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

次に掲げる基点1、点ア、点イ及び基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

- 1 基点1 沖縄県石垣市字川平大兼久819番2に知事が建設した標柱の位置（北緯24度28分01秒、東経124度8分36秒）
- 2 基点2 沖縄県石垣市字川平仲筋1131番5に知事が建設した標柱の位置（北緯24度27分12秒、東経124度9分23秒）
- 3 点ア 基点1から41度850メートルの点（北緯24度28分22秒、東経124度8分55秒）
- 4 点イ 基点2から15度600メートルの点（北緯24度27分31秒、東経124度9分29秒）

沖縄県告示第480号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第19条第1項の規定により、昭和50年農林省告示第874号で指定された保護水面の区域を次のように変更する。

令和2年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

次に掲げる基点1、点及び基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

- 1 基点1 沖縄県石垣市字崎枝屋良部556番618に知事が建設した標柱の位置（北緯24度25分40秒、東経124度5分37秒）
- 2 基点2 沖縄県石垣市字崎枝屋良部556番618の大崎に知事が建設した標柱の位置（北緯24度24分59秒、東経124度5分7秒）
- 3 点 基点1から150度700メートルの点（北緯24度25分20秒、東経124度5分49秒）

公安委員会事項**沖縄県公安委員会告示第240号**

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年12月1日

沖縄県公安委員会